

手取りの増加があるというふうにおっしゃっておられました。私といたしましてはもともと目に見えない形で報いていくべきだというふうにご考えておられます。

そこで、この活動組織に對しまして、今例えは非常勤の公務員で消防団とか農業委員の方がいらつしやいますけれども、これにつきましては定額の報酬がある。消防団につきましては、定額の報酬がある中で、火災等が起つたときには出動手当が支給されると。そういったようなことがあるわけですが、是非、こういった直接支払に取組む組織に對しまして、年間を通し国の食料安全保障上貴重な財産であります農地を適切に維持管理していただくというこの観点から、その対価といたしましてこの労賃、この労賃は消防団で言うところの出動手当に当たると思いますが、この労賃以外にもしっかりと定額の報酬を支払えるような仕組みを準備すべき、用意すべきだと考えておりますが、御見解をお聞かせいただければと思ひます。

○大臣政務官(横山信一君) 多面的機能支払につきまして、改めて確認をさせていただきますと、農用地や水路等を保全する地域の共同活動に對して支援を行うということになっておりまして、活動組織を對象として交付金を交付するという仕組みでございます。

この交付金の使途としましては、活動組織が行う共同活動に對し労働の提供を行った者に対し、その対価として日当を支払うということが可能となっております。また、共同活動を実施していく上で必要な組織の運営事務や会計経理事務などを担う者に対して、その役割に應じた活動の対価として、活動組織内の合意に基づいて一定期間当たりの金額を払うことも可能でございます。

今のところ、こういう制度だということをご理解いただきたいと思います。○舞立昇治君 今のところはそういう制度だと理解して、今後またしっかりと検討していただきますように是非よろしくお願ひします。

そして、最後でございます、中山間直払いの関係でございます。

この中山間地域等直接支払は、中山間地域等の条件不利地域と平場との間における農業生産条件の不利を補正するというによりまして、農業生産を中山間地域でも過疎地域でも山奥でも継続するための活動を支援するものでございまして、これもなくてはならない非常に重要な制度でございます。今回、現行制度のまま日本型直接支払の制度に組み入れられておりますけれども、現場では、法律で明記されたからといひまして、中長期的には減らされて、その資金は産業政策の経営所得安定対策などへ回されるんじゃないかといったような不安の声もあるところでございます。

この中山間地域直接支払がこれまで果たしてきた役割をどのように農林水産省として評価し、今後どのように充実していくつもりなのか、お聞かせいただければと思ひます。

○大臣政務官(横山信一君) この中山間地域等直接支払におきましては、第三者委員会の助言をいただながら、アンケート方式による調査、分析を行つてまいりました。平成二十一年度に行つた第二期対策、これは平成十七年から二十一年度の期間でございますが、このときの評価では、三、三万ヘクタールの耕作放棄地の発生が未然に防止されたと、そして、七万三千キロメートルの水路、六万六千キロメートルの農道の機能が維持されたこと、こうした効果があつたというふうな評価をされております。また、約九割の市町村や集落が制度の継続を希望するというところで、肯定的な評価をいただいたというふうな理解をいたしました。

本年度は第三期対策の最終年度、これは二十二年から今年度までということになりますが、そういう時期に当たつておりました、現在、その評価を取りまとめる作業を行つておるところでございます。この評価に基づきまして、次期対策につきましてもより効果的な施策となるように検討してまいりたいと思ひます。

○舞立昇治君 分かりました。ありがとうございます。本年度が一定の節目だということ、来年度から新たにまた充実して実施していただくように検討を進めていただければと思ひます。

本日に人口減少等が深刻化して行く中で、もう二十年後、三十年後、四十年後には日本の地域の多くは消滅してしまつたようなことも指摘されている中で、今後十年間、今の段階において、日本と地方の再生を因つていく残された時間というものは本日に少ないと思つております。是非そうした認識を持つた上で、農林水産予算、これまでも本日に、三兆円以上あつたものが今二兆円台、一兆円以上減つておられるという状況の中で、本日に地方再生に重要な農林水産予算でございます。是非、本年度の補正や来年度当初予算においてもしっかり農政を充実できるように準備に余念なきようお願いいたします。私からの質問を終わらせていただきます。

○堀井巖君 自由民主党の堀井巖でございます。本日は、この経営安定対策として多面的機能の促進の法案について、極めて重要な法案についての質疑をさせていただけることを光栄に思ひますとともに、また責任を感じているところでございます。

先ほど、舞立委員の方から最後に指摘もありませんでしたが、今、日本の将来を考えたときに、特に地域の将来を考えたときに、人口減少、大産出の予兆が出ておられるわけでありまして、そういった中で、地域を支える、そして地域のコミュニティを支える最も重要なものが農業ではないかというふうには私には考えるところでございます。そういった中で、総理の方も四十年ぶりの生産調整の見直しだということもございました。まさに今回のこの農政の大きな改革というのは、これからの地域の将来を、まさに日本のその地域の将来を決定付ける本日に重要な政策の転換というか、政策の取組であらう、このように思つ

わけであります。

本会議での代表質問のときに、我が党の山田委員の指摘にもありました。今我が国農業の最大の課題は農業従事者の高齢化なんだ。これ私も、地域に行つても、奈良県それぞれの地域で様々な方とお話をしても本日にそのことを痛感するわけでありまして。恐らく今までのこの農政の様々な課題があつた時期との、時期という点で考えれば、局面の違いというものは、この点は物すごく大きな違いだと思ひます。今しっかりと手を打つて、将来本日に、人口減少はならなかつた、もつと地域に元気が出てきたというふうにするかどうか、その最後の一つの機会ではないかとさえ私は思つております。

そんな中で、今農林水産省におかれては、今回、四つの改革ということで、これからの農政の将来を定める改革を行おうというふうになされておる、その中の極めて重要な法案がこの二法案である、私はこのように理解をいたしております。

そうであるならば、今回、この政策全体として是非とも必ず成功させるといふ、これは総力を挙げて、農林水産省のみならず、これは政府のみならず我々国会も立法府も含めて、そして地域の方々も含めて、みんなが、関係者一同が、国民全体がその理念や哲学を共有をして、どういう方法でやつていくんだ、その方法論も共有をして、そしてしっかりと取り組んでいく、このことが不可欠ではないかというふうにご考えておるところでございます。

農地中間管理機構の創設、これはもう法案通りましたですけれども、そして経営所得安定対策の見直し、水田フル活用と米政策の見直し、日本型直接支払制度の創設と、このような四つの柱を掲げて今回改革に取り組まれておられるということで、いま一度、林大臣の方からこの改革の理念をどう考え、方向性等についてお聞かせいただければと存じます。

○国務大臣(林芳正君) 今、堀井委員がおっしゃつたように、農業従事者の高齢化、平均六十

六歳と、こういうふうになつておられます。来  
年、再来年ということでは、まだいいのかもしれない  
けれども、十年、二十年先を考えると、やはり  
このままでいいというわけにはいかないと、こ  
ういうことであります。耕作放棄地も拡大して  
おると。こういう直面する課題を克服するた  
めに、産業政策、すなわち農業の構造改革と成長  
産業化を促進する側面、それから構造改革を後押  
ししながら、総理もおっしゃっておられますよ  
うに、美しく伝統ある農山漁村を守る地域政策、こ  
れを車の両輪として政策を再構築をさせていた  
いたところでもあります。

今それぞれお触れになっていただきましたけれども、  
まず農地中間管理機構制度、これは地域に  
分散、錯綜した農地を整理しまして、農地利用の  
集積、集約化を推進することで、土地利用型農業  
の構造改革、そして生産コストの削減、これを図  
るものであります。

それから、経営所得安定対策の見直しですが、  
これまで小規模な農家も含めて主食用米を生産す  
る農家に対して一律に補助金を交付してきた米の  
直接支払交付金を見直すなど構造政策と矛盾しな  
い施策に再構築をしております。

それから、米政策の見直しは、意欲ある農業者  
が自らの経営判断で需要のある作物を選択するこ  
とも、需要に応じた主食用米生産ができるよう  
に環境整備を進めていこうと、こういうものであ  
ります。

加えて、日本型直接支払については、地域政策  
として地域の共同活動を支援するものであると同  
時に、規模拡大に取り組む担い手の負担を同時に  
軽減するということによって構造政策も後押し  
をするということを狙ったものであります。

こういうふうにして、農業を足腰の強い産業と  
していくための産業政策、それから農業者、農村の  
有する多面的機能の維持、發揮を図るための地域  
政策、これを一体的に取り組むことにより強い  
農林水産業と美しく活力ある農山漁村、これを実  
現をしたいと思います、こういうふうにお思ってい

ります。

○堀井巖君 ありがとうございます。

私、今大臣述べられました足腰の強い農業をつ  
くっていくという、産業政策として地域政策とい  
う車の両輪として相まってやっていく、この基本  
的な考え方にも強く共鳴するところでありま  
すし、このことは、特にそれぞれの地域におい  
て、地域で耕作放棄地をどうしているのか様々  
な悩みを抱えている地域の方々も、あるいは地方  
行政機関の方々も含めて、そういった基本的な考  
え方が共有されるというのがまずは大変重要  
なことだということに思います。個別の施策につ  
いての様々な私自身も要望等々がありますけれど  
も、まずはこの理念、考え方がしっかりと共有を  
されるというのが、特に地域におきまして、その  
地域政策という言葉には大変な希望を皆さん感じ  
るのではないかと、こういうふうにお思っています。

その点に關しまして、その理念、考え方でい  
ますと、今、これまで農水省の方で様々な言われ  
てきた中で、やっぱり農業を成長産業にするん  
だ、六次産業化だ、この考え方は私の地元  
の奈良県、地域でも相当浸透してきている。多く  
の関係者の方が、これは農業の関係の方、行政の  
方、そして様々な商業を行っている方も含めて六  
次産業化するんです、林業の方もそうです、六次  
産業化するために何かやるんです、付加価値を付  
けていくんです。そういうことがそれぞれ取組  
として見られるようになってきているということ  
は大変私はずばらしいことだということに思っ  
ております。

例えば、私の地元でいいますと、元々の特産品  
でありますけれども、イチゴ、これをブランド化  
していくという取組を考えたたり、あるいは  
菓子を栽培してその菓子を地元製の製菓会社の方  
に使っていただくこと、これ耕作放棄地で菓子を  
作ってみよう。もちろん、それがすぐに商業規模  
に乗るかどうかというのは別にしまして、そうい

う息吹が芽生えているということでもあります。

また、日本酒、これ日本食文化が海外輸出され  
ますと、日本酒の海外への進出ということも視野  
に入っております。奈良県は日本酒の発祥の地  
だと言われておりまして、もちろん大臣の御地元  
の日本酒、大変今ブームで人気がございますけれ  
ども、奈良県も日本酒の発祥の地ということで今  
一生懸命頑張っておりますが、そういったものが  
海外の大きなマーケットにしっかりと行けば、日  
本の方でも酒米を作ろうと思われる方もこれから  
増えてくるかもしれない。それぞれのそういう取  
組がこれから相まっていくことが大変重要だとい  
うふうに思います。

その点で、この六次産業化ということは今後更  
にどのように進めていこうとされるのか、お聞か  
せただけならばというふうに思います。

○副大臣(吉川貴盛君) ただいま先生からいろ  
ろとお話をいただきましたこの六次産業化、極め  
て大切な私どもの政策の一つでございます。こ  
の農林漁業を成長産業とさせるためには、六次産  
業化の取組を推進をして、地域の農林水産物、た  
だいま奈良県の日本酒の発祥の地というのを初め  
てお伺いをさせていただきました、大臣も感心を  
しておりましたけれども、食品が有する優れた価  
値を向上させながら、消費者まで確実に届ける中  
で、農林漁業者の所得の向上、雇用の確保を図  
り、地域全体の活性化につなげていくことが最も  
重要なことであろうかと考えております。

薬用作物ということもお話に出ましたけれど  
も、私の地元北海道におきまして、高齢化をし  
て、リタイアをしてせがれに農業を譲った、その  
後病院通いをしないために、薬用作物というのは  
そんなに重労働じゃないんだということで、薬用  
作物の作付けを進めている地域がございます。  
そういうことで、更新した新たな六次化が私は  
進んでいくような気もいたしております。このた  
めに、この六次産業化に取り組む農林漁業者への  
サポート体制を中央と都道府県段階に構築しま  
して、それぞれの経営の発展段階に応じて補助事

業、農林漁業成長産業化ファンドによる出資等の  
支援も総合的に実施しているところでもございま  
す。

さらに、もうお聞き及びのことであるかと思  
いますけれども、昨年の十二月に官邸において取  
りまとめられました農林水産業・地域の活力創造  
プラン、これは林大臣ももちろん参加をいたして  
おるわけでありまして、この地域の活力創  
造に向けた施策の展開方向の一つとして六次産業  
化が位置付けられておりまして、今後は、この同  
プランに位置付けられた、グローバルな食市場の  
獲得に向けた個別・品目別輸出戦略に基づく輸出  
拡大の推進、そして二つ目は、機能性や加工適  
性の高い品種開発等を通じた新規需要の掘り起  
し、そして三つ目には、医福食農連携等、多様な  
事業者との連携の推進、そして四つ目には、農山  
漁村の地域資源を活用した再生可能エネルギーの  
導入や、バイオマス産業都市の構築等の推進など  
の農林水産省の関連施策を総動員をいたしまし  
て、経済産業省、国交省などとの関係府省とも連  
携をしながら、更新した六次産業化の取組を推進を  
していきたいと思っておりますので、どうぞ堀井  
先生におかれましては、更新した御支援とお知恵を  
拝借をいたしたく存じますので、よろしくどうぞ  
お願いをいたします。

○堀井巖君 ありがとうございます。今、それ  
ぞれ大臣、副大臣から、この産業政策、そして地  
域政策、車の両輪としてしっかりとやっていく、ま  
た六次産業化を様々な形で進めていくという御答  
弁をいただきました。是非、そのお取組が関係者  
の方にもより一層理解され、共有されながら進め  
ていただきたいと、このように思っているところ  
でございます。

そういう点でいいますと、今回のこの改革の  
中で、例えばまだまだ関係者の方に理解が行き  
渡っていない部分もあろうかというふうに思いま  
す。例を挙げましたら、経営所得安定対策の見直  
しに關していえば、十アール当たり米の關係で一  
万五千円が七千五百円になる、ゼロになるという

一つの側面を捉えて、それが一つの印象なりイメージになっている。この個別の側面が物事を捉えるだけでは、やはり全体像に対する誤解が生まれるのではないかと、思うわけでありませう。

そこで、やはり農業の担い手となる方々に、今回のこの経営所得安定対策の見直しというのは、しっかりと頑張っているという農業者の方にとって非常にプラスのメリットがある、プラスになる話なんだ、そういう政策なんだ、その中の一環として今の見直しも含まれているんだということをきちんと説明をしていくことが極めて重要ではないかと、思うわけでありませうが、その点もう一度お聞かせいただきたいと思ひます。

○政府参考人(奥原正明君) 今般の農政改革におきまして、米の直接支払交付金、これにつきまして、米は麦、大豆等と違っておりまして十分な国境措置がございまして、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利がないということ、それから、全ての販売農家に交付することは農地の流動化のペースを遅らせる側面があるのではないかと、こういった問題点がございまして、やはり納税者の理解を得てこれを長く続けるということとはなかなか難しいということを考慮して廃止をするということにいたしました。ごさいませう。

ただ、いきなりこれを廃止すると、この交付金を前提に機械、施設の投資を行ってこられた農業者の方もいらつしやいますので、平成二十六年産から単価を半分に削減をいたしまして、平成二十九年産までの時限措置と、こういう形でセツトしたところでございます。今回の法律に盛り込まれておりますゲタ対策、ナラシ対策は、中身の見直しを行った上で、今後も安定的に担い手の方々が利用できる、そういう制度としてきちんと整備をしますと、こういう発想でつくられているわけでございます。

それから、先ほど先生から御指摘ございましたように、まさにこの四つの改革をトータルでやっばり捉えて見ていかなければいけないということ

でございまして、確かにこの直接支払交付金の部分は単価減つたりしておりますけれども、多面的機能支払は、これは地域政策としての側面もございまして、規模拡大と経営発展に取り組んでいただいております担い手の方の負担を軽減をしますと、そういう側面もございませう。

それから、水田活用対策につきましては、非食用米、餌米ですとか米粉米のところにつきましても、数量払いを導入することによって単収向上の取組をやっただけでは収量も増えていく、手取りも増えていくと、こういう仕掛けも入っております。

それから、農地中間管理機構を含めて構造政策の強化は相当図られておりますので、トータルで見まして、意欲と能力のある、経営マインドのある農業者の方であれば、これから経営展開がより自由で、創意工夫を持ってやりやすい環境ができてくると、こういうことでもございませうので、トータルでのプラスは非常に大きいものというふうに考えております。

○堀井巖君 ありがとうございます。

今の御説明、私も御説明を聞いて、あつ、それはそうだろうというふうにも思つたわけでありませうが、いざれにしても、やはりその成否というのは、担い手の方が実際に取り組んで、あつ、これで強い農業になってきたな、自分たちもこういう政策の転換によって更に水田のフル活用もできるようなってきただ、様々な形でこの政策の効果を実感できるかどうか、もうそこに成否は私はやつぱりよると思ひます。

幾らいい政策であつても、幾らいい政策だといつても、みんなが理解がなかなかできなくてそこに真剣になかなか取り組もうということにならなければ、例えばこの農地バンクの話もそうでしょうし、様々なものが動かない、せつつかかりものをつくつたけれども、結果的に理解を得られないで動きませんでしたというところでは、もう今の時期じゃなきゃできないわけでありませうので、そのために、是非とも様々な形で十分な理

解を得るべく御尽力をいただければというふうに思つております。ごさいませう。

次に、多面的機能支払制度についての質問に移らせていただきたいと思います。

まず、私の方は、改めてこの多面的機能支払制度の基本的な考え方について伺いたいというふう

に思ひます。私も地元の方で、今度こういう制度が今できようとしておりますという説明もしたりすることもございませう。現存する中山間地域等直接支払制度もある中で、なかなか考え方の違い、そして統一してどういうふうな説明をしていくのかということ

について、もう少し地域の方々も理解を深めたいという声もございませう。こういった制度との違い、そして、両方の制度がそれぞれどのような目的を持って、そしてそれがどのように連携をして、相まつて、どのような効果をもたらすのか

ということが分かる形で、是非とも御説明いただければ有り難く存じます。

○政府参考人(三浦進君) お答え申し上げます。まず、多面的機能支払制度の基本的な考え方ではございませうけれども、近年、農業者の高齢化等によりまして地域の共同活動を支えられてきた水路や農道等の維持管理に困難を来すようになりつつあります。また、担い手にとつてこうした施設等を単独で維持管理することが負担となりまして、規模拡大を進める上での障害となつてきたことも懸念されるところでございませう。

多面的機能支払は、その地域全体で水路、農道等の地域資源の管理を支える共同活動に対して支援を行うものでございまして、こうした多面的機能の適切な発揮を促進するものでございませう。また、担い手がこうした施設の管理に要する負担を軽減しやすくなるということから、構造改革を後押しする効果も有するものであるということもございませう。

一方、中山間地域等直接支払制度でございませうが、これは中山間地域等の条件不利地域と平場と

の生産条件の不利を補正するというによりまして、そういった条件不利地域における農業生産活動の継続的な実施を可能とするよう支援するものでございまして、多面的機能支払とは制度の趣旨が異なつております。ごさいませう。

こうしたことから、御指摘のございましたように、多面的機能支払と中山間地域等直接支払制度の両方に取り組むということも可能でございませう。例えば、多面的機能支払で農地の適切な保全を図りながら中山間地域等直接支払を活用してそこで生産された農産物の加工や直売を行うといった取組に充てるといったことも可能でございませう。こうしたことを通じて、地域の農業の振興あるいは地域の活性化に向けた取組の積極的な展開が行われることが期待できるというものであると考えております。

○堀井巖君 ありがとうございます。いざれにしても、制度というのはなかなか浸透していきいのは、もちろん非常にすばらしい制度でありますので是非とも両方がうまく活用されればと思ひます。また、補助金なんかを受け取る側からしますと、なかなかその違いが理解しづらかつたり、私も、いろいろな要望を受けるとき、いやこれではなかなか対象にならないですけれどもどうしたらいいでしょうかとか、ほとんどそういう話が主であります。

制度の趣旨が異なるとかいろいろな話がありますけれども、そこにある棚田であります。みんながそれぞれ何かしようと思つて、その気持ちやうまく何とかがしよつと思つて、是非とも、今後ともそういった地域の方々の声を両方の制度でうまく吸い上げて、本当の目的である、補助金を交付することが目的ではなくて、そういった地域の多面的な機能が維持されることを目的でありませうから、そういった方向に向けて一層の御尽力をお願いしたいというふうな思ひわけでありませう。

この多面的機能については、私はこれもまた地

域政策として大変期待をしているところでございます。

地元の話をして恐縮ですが、奈良県の場合には米も消費県であります。そういう意味では、力強い担い手をつくるという部分も、これも一つそういうエリアとしてありますけれども、一方で中山間地域も多い地域でありまして、なかなか耕作放棄地も全国の平均を上回っているというような状況でございます。先ほど最初に申し上げました、担い手もそこにはない、高齢化が進んでいる、なかなか手も掛けられない、そういう状況にあるところでもあります。昔ながら、もう少し若い世代の担い手の方、兼業農家であってもそういった方々がその地域にいられて、その全体として草刈りをやったり、棚田の維持のために頑張るといふ方々もいらつしやう。今でもそういう地域もありませんけれども、逆にもうそういう人さえないなという地域もあるわけでございます。

そんなときに、これ一つの例ですけれども、一つの取組として、地域外の方でサラリーマンをやっている定年退職された方々がNPO法人をつくって、そして、まだ六十歳だといふとまだまだ元気で若いですから、耕作放棄地や何かのところ地元で地権者の方と契約して同意をして、そして草刈りだとか、そして耕作放棄地をNPO法人として非営利でやっておられる方がおられます。

産業政策としての担い手ということを考えたときに、これは強い農業経営者、就農者という位置付けはあろうかと思えます。今度、地域政策としての農業ということを考えたときに、これは今言った耕作放棄地あるいは中山間地域の棚田のよくなところ、こういったところを誰が担っていくのかというふうに考えたときには、これは本当にこれからありとあらゆる工夫を考えながら、農業を今までやってこなかったけれどもそうやって非営利でやっていくという方々も含めて、様々な新しい取組に対してできる限りの支援というか、

それをしっかりと受け止めていくような方向性は私は重要だというふうに感じているところでございます。

【委員長退席、理事山田俊男君着席】

今、質問させていただきたいのは、こういった経営所得安定対策の交付金対象者以外の方々が農業に関わっていくという方々に対して政策上どのように位置付けていくのか、御所見をお伺いできればと思います。

○政府参考人(三浦進君) 多面的機能支払においてどのような対応が可能かという観点からお答え申し上げます。

今先生のお話にありました経営所得安定対策の対象となり得るような担い手以外の方々、その担い手以外の農業者ですとか農業者以外の方々も含めて共同活動の担い手として位置付けるということが集落機能が低下しつつある農村においては重要であると考えております。こうしたことによりまして、地域全体で担い手を支えて、担い手による農地集積を後押しすると。あるいは、地域住民が役割分担しながら共同活動や六次産業化に取り組む環境が整うといった、その農村地域の活性化につながっていくということが期待できるものと考えております。

先生のお話にございましたような、農地の保全の取組を行うNPO法人のような主体が地域の合意を得てこうした多面的機能支払による取組に参加するといったことも考えられるところでございまして、地域の実情に際しましてこうした新たな取組にも柔軟に対応しながら地域の共同活動の展開が可能となるように制度の適切な運用に努めてまいりたいと考えております。

○堀井厳君 ありがとうございます。是非ともお取組をお願いしたいというふうなところでございまして。

それに関連しまして、例えば今申し上げましたような定年退職の方とか、あるいは地元ですと、今までは農業をやったことがないけれども、たまにたま例えれば移住してきた、あるいは結婚でその

地域に入ってきた、あるいは農業以外の仕事をするためにその地域に入ってきた方々、いろんな方がおられます。こういう方々は恐らく、いわゆる農業の担い手、この経営所得安定対策で考えるような産業政策としての担い手ということではなくて、私は、地域政策の側での地域の多面的機能の維持のためにやはり貢献いただける、その地域に住んで貢献いただける方々ではないかというふうなふうに思っています。お会いすると、農業に関する知識がなかなかまだないので、どうやって例えば草刈りを安全にやったらいいのか、あるいはどうやって作物もうまく育つのか、そんな少しのノウハウがあればいいんだけれども、なかなかそれを学ぶ機会が少ないというふうなことも耳にするところでございます。

是非ともそういった、例えば今の話でいいますと、定年退職後からでも、技術や経営、特に経営も含めてでしよければ、ノウハウを有したいと思っている方々に研修とか、そういった仕組みがあればなおさら有り難いというふうに思いますけれども、こういった定年退職者の方でありますとか、新たに農業に、少しやってみたいと思うような地域の方々に支援するような仕組みについて、もし御所見があればお伺いしたいと思います。

○大臣政務官(横山信一君) 持続可能な力強い農業を実現するためには、将来農業経営の担い手となり得る青年層の新規就農者の確保、定着は大事なところでございます。一方、今御指摘をいただきましたように、定年退職者を含めた青年層よりも上の方でも、商工業に長年従事する中で培った経営ノウハウを活用して農業経営にチャレンジするケースも考えられます。こうしたことは世代間のバランスの回復にはつながらないというふうに思いますけれども、しかし地域農業の活性化には資するというふうな考えております。このような方々は貯蓄等の資産を持っておられることもあるというふうな考えますが、施設、機械の投資が必要になることもあり得ますので、青年等就農資金

により六十五歳未満の方については融資で支援をすることにしております。

このほか、全国レベル、都道府県レベルでの新規就農相談センターにおける情報提供や相談、農業委員会等における農地のあつせん等については年齢に関係なく利用が可能になっているところがございます。

今後とも、世代間のバランスの回復にも配慮しながら、青年層よりも上の方々の経営ノウハウを活用することも視野に入れて新規就農対策を進めてまいります。

○堀井厳君 ありがとうございます。六十五歳未満までというふうな力強い御答弁もいただきました。いずれにしても、農業に携わる方、もうこれからやっぱ地域を支えるということでもありまして、地域政策というふうにしつかりとお言葉も位置付けていただきましたので、本当にありとあらゆる方々、農業に関わっていく、地域を守るために関わっていくという方々みんな総動員して、みんなをうまく、もちろん財政上の制約があると思えますけれども、支えながらやっていくことがやはり私も重要だと思っておりますので、引き続きよろしくお伺いしたいというふうに思います。

それに関連して、大変恐縮ではありますが、林業の関係についても質問をさせていただきたいというふうに思うわけです。奈良県も森林地域が、先日も申し上げましたように大変広いですが、国土の七割近くも森林であります。地域で、例えば先ほど棚田、中山間地域における耕作放棄地を何とかしようというふうな考えたときに、やっぱその地域に人が、特にある程度農作業に従事できる人が住んでいることがやはり非常に重要であります。

【理事山田俊男君退席、委員長着席】

この中山間地域の中でそういった担い手をどうやって確保するか。もちろん、棚田を、耕作放棄

地を開墾するだけでは、なかなか収入として十分なものを得られてそこに住み続けるというわけにはいかない。ほかの何らかの仕事をしなから、同時にそういった多面的機能を維持していくということが、これまでもそうであったと思いますし、これからもやっぱりそのことが重要だろうというふうに思うわけがあります。

そういった意味からも、森林地域においてはやはり林業というものを再生していく、そこでしっかりと雇用、地域コミュニティを確保していくということが、雇用を確保していくということが非常に重要ではないかと私は思うわけでありま

また、今回の産業政策、地域政策という両輪で農業をしっかりと進めていくというのは、私は林業の政策にもまさに当てはまるのではないかとこのように思います。産業政策としての林業、そして地域の、まさに森林地域というのは国土の保全であり、まさに防災対策そのものであり、環境対策そのものである、まさに地域政策としての側面も十分に、私が改めて申すまでもなく有しておるわけでございます。そういった意味からも、是非とも、農業の考え方とともに、同じように、勝るとも劣らず重要な林業政策についても同様の考え方で是非とも力強く進めていっていただきたいと、このように強く期待をしているところでございます。

そんな中で、私もこの連休中ずっと奈良県の森林地域に入りまして、様々な方々、そしてまた林業の現場に足を運ばせていただきました。いろいろ地域の事情なりあるいは要望なりをお伺いをする機会がございました。そして、その中でやはり私も新たに学んだのは、奈良県という一つの県でありまして、最近の政策上の言葉でいうと森林経営計画のエリアということにもなりましか、それによってやはり山の形状も違います。そこに育った木の樹齢も違います。これまでの林業のやり方も違います。

そこで、ちょっと一つの例で申し上げたいのは、今これだけ利用資源がどんどん増えつつある、まさに林業の再生の、産業政策としての再生にも今ちょうど非常にいい機会にきているという中で、地元の方々が今の材価、もちろん上がってほしいけれども、今のままでもそれでも頑張りたいと、こういう声もやっぱり出てきているわけでありまして。これを何とか後押ししたいと私も思っているわけでありまして、そのときに、やっぱり山、今、間伐ということでもどんどん進めてきましたで、皆伐をしてまた再造林をしたいという、こういう地域もあるわけでありまして。これは、それぞれの地域ごとに林業をどうしていきたいか、と、やっぱりその地域ごとの様々な取組があると思うので、この多様な取組を全体として支援していくことがやはり私は重要ではないかというふうに思うところでございます。

そこでお伺いしたいのは、こういった、これまでの林業と同じように、主伐、皆伐をして、そしてしっかりと再造林したい、再造林すると最近はお鹿にすぐに食べたりしてネットを張らないとなかなか難しいところもあって、それでネットの補助も様々な形で今までもやっていただいているようにありますけれども、主伐後の再造林対策、これについてどのように進めていられるか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(沼田正俊君) お答え申し上げます。本格的な利用段階を迎えております我が国の森林資源につきましても、先生御指摘のように、循環利用のサイクルを確立する、そして、森林の各種多面的な機能の維持、発揮を図っていくということが大切でございます。そのためには、伐採後の再造林、これを適切に行うことが重要だと考えております。私ども林野庁といたしましては、森林整備事業によりまして、再造林に対しましては国と都道府県を合わせて七割という補助を行っております。

また、造林の低コスト化を進めるということも経営上大切なことだと考えておりまして、コンテナ苗の導入でありますとか成長に優れた苗木、こういったものも活用するように努力させていたいただいているところでございます。

さらに、平成二十三年の森林法改正でございますが、伐採後の確実な再造林が行われるよう、無届け伐採に対して市町村長が伐採の中止や造林命令を発せられる仕組みを措置したところでもございます。

こういったことで、今後ともこれらの取組によりまして伐採後の再造林というものが確実に進められるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

○堀井巖君 ありがとうございます。もう是非ともよろしくお願したいというふうに思います。あわせて、やはり造林に引き続きまして間伐についてもお尋ねをしたいというふうに思っています。もちろん間伐の重要性はもう私がここで改めて申すまでもありませんが、施業の集約化とか、それから路網整備を進めて間伐コストを低減しながら、しっかりと撤出間伐、つなげていくということとは、木材利用につなげていく上でも非常に重要だということにも思っております。また、これは森林保全にもつながっていく、このように思うわけでありまして、現場に入りますと、やっぱりそれぞれ山ごとに全然また間伐の方法も異なっているわけがございます。急峻な山が多い奈良県の吉野の山地の方ですと、どうしても、路網整備やっていると、架線集材に頼っているところも限られております。また、それもなかなか難しいところもあるわけがございます。

今まで間伐について林野庁さんから様々な御説明いただいておりますと、まず、ある程度路網整備をして、そしてトラックで撤出するということを前提に様々な補助金制度が付けられていて、これをやれば間伐をやっても何とか赤字にならずに手元にお金残りますから、やりましようという、こういう説明をいただいているわけでありまして。私もこれは地元で説明するんですけれども、いやいや、それだけではうまくいかないんだと、自分たちの地域に限って言えば、なかなかそこがそんなふうにはならないんだというふうな声も聞かれるところでございます。

この傾斜の形状など、それぞれの地域、現場に応じた間伐の支援がやはり私は重要ではないかというふうに考えますが、どのような取組を行っておられるのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(沼田正俊君) 間伐の件でございますけれども、間伐は森林の持つ機能を十分に発揮させる観点から極めて重要でございます。ただ、作業に当たりましては、いわゆる傾斜の緩いところでは車両系の林業機械によりまして集材、こういったものを行っております。急傾斜地では架線による集材、こういったものを行っております。いわゆる現地の状況に応じて適切かつ効率的な作業方法を選択していくことが重要だと考えております。

こういったことで、私どもとしては、間伐事業の実施に当たりましては、集材方法について車両系と架線系に区分するということが基本として、都道府県が地域の実情に応じて間伐の標準単価を設定できるということにしているところでございます。例えば奈良県における間伐の場合は、やはり架線系の方が車両系よりも、一・二倍程度でございますけれども、高い標準単価ということが設定されているところでございます。また、いわゆる先進的な林業機械の現場導入ということも考えておりまして、そういった中でも、架線集材関係というものをきちんと取り組まさせていただきますというところでございます。今後とも、間伐等の森林整備事業が生産コストの低減を図りながら現地の状況に応じて適切に実行されるよう努力してまいりたいと考えているところでございます。

○堀井巖君 ありがとうございます。

次に、森林経営計画の関係についてお伺いをしたいと思ひます。

先日の委員会でも森林経営計画についてお尋ねをいたしました。少し運用の柔軟化も図つていただいて、それぞれの地域が森林経営計画を作つてしっかりと取り組めるようにという改正もしていただいたところであります。

一方で、まだまだそれでも計画作るのが難しいな、この難しいという声もありますが、いろいろな側面があると思ふんです。計画策定そのものがなかなか難しいという場合もあれば、あるいは計画を作つても雇用をしようと思つても中長期的な雇用が見通せない。

例えば、先ほどの主伐、皆伐の例がそうです。今間伐をやつています。そして次にその雇用を継続しようと思つと、あちらの山を今度皆伐すればまたそこで雇用も継続できる、そんなような森林計画を作りたいけれども本当にそれであつていくのか。そして、それだけの供給体制をつくつても今度は川下の方でしっかりと需要が確保されていくのか、そこまでどうやって見通せるんだらう、こういうことも悩みとして皆さん持つておられたり、あるいは、だんだん間伐できる場所が少なくなると、その地域に少しの投資をしないと見通せるのかどうか、様々な課題が皆さん持つておられると思ふんです。

これは、今長野県の方ではフォレストの方々の人材育成などを進めておられて、これは私、大変重要なことだと思ふに思つておられますけれども、とにかく林野行政を進めておられる林野の方々、そして都道府県の方々、フォレストの方々が一体となつてこの経営計画の作成、そしてまたその運用でアドバイスをしていくというふうな、きめの細かい対応を是非ともお願いしたいと思ひますが、その点、いかがでございますか。

○政府参考人(沼田正俊君) 先生御指摘のとおり、森林の適切な整備、林業の成長産業化という

ことを図るためには、森林経営計画の作成等を通じて持続的な森林経営を確立していくということが何よりも必要だと考えておられて、森林所有者や市町村を支援する人材の育成、こういった課題の解決が急務だと考えているところでございます。

このため、森林経営計画の作成等を支援する森林施業プランナーの育成、そして、森林所有者や市町村を技術面から支援するとともに、森林施業プランナーに対して指導、助言を行う森林総合監理士と呼んでおりますけれども、いわゆるフォレストでございまして、この育成、こういったことに取り組んでいくところでございます。

森林総合監理士につきましては、従来の准フォレスト研修を見直しまして、技術面は当然やるんでございまして、それだけでなく、丁寧で分かりやすい説明能力や関係者をまとめる合意形成能力の習得、こういったことも含めた育成研修を始めることといたしております。現在、森林総合監理士である林野庁職員でありますとか都道府県職員、約二百五十名でございまして、これを登録して随時随時技術支援を行つていく考えでございます。

御指摘いただきましたように、現場への丁寧な説明、そしてきめ細かな支援、こういったものに心掛けて、いわゆる現場に密着した取組、こういったものがきちんと進むように努力してまいりたいと思ひます。是非ともよろしくお願ひしたいと思います。

大臣と林野庁長官におかれましては、林野庁の職員の方は皆さん大変お忙しいと思ふんですけれども、是非とも地域にも旅費をしっかりと付けていただきまして出張をしていただきまして、それぞれ本場にこの地域で、少しでもいいから地域の方と直接触れたいというアドバイスをいただければ、大変地域の方にとつてもメリットがあると思ひますし、またそれが施策にも生かされるという

ことで、好循環が起きるのではないかとというふうに期待してございますので、何とぞよろしくお願ひを申し上げます。

最後の質問になりますけれども、木材需要の拡大に向けて、これは林大臣にお伺ひしたいと思ひます。

まず、林大臣におかれましては、先日、これ私、報道で拝見しましたが、「WOOD JOB」という映画も御覧になられたり、あるいはその中でまた示されているような、若者が林業に就業していくというこの取組、こういったことを力強く後押ししていくんだというふうにおつしやつておられるというふうにお伺ひしました。

それからまた、今年、二〇二〇年の東京オリンピック、パラリンピックのときにおいても、この国産材の利用をどんどん図っていくんだというふうなお取組もされておられる、このように伺つておられるところでありまして、心から敬意を表するとともに、本当に期待していらっしゃると思ひます。

この川下対策なんですけれども、例えば、今、川上の方で森林経営計画を作つて森林組合やいろんな方が雇用を確保してやつていくとしたときに、やつぱり森林利用を増やしていくということになると、ある程度一定の供給を維持していくことが非常に重要であります。

例えば、奈良県でも今度木質バイオの発電施設が出来ますけれども、そうすると、木を製材する場所です。今までのチップよりはもつと燃えやすいチップになるような機械に更新をしたりということ、皆さん、よし、こういうのがあるんだというふうな、少し投資をしてもこういう取組をしてみようというところでやつぱり動き始めるわけであり

りますけれども、皆さん苦労しているのは、今度、自分たちの村の中に復興モデル住宅を村の材で造つただけけれども、村の中ではないんだけれども、それが本当は都会でも理解され、支持をされて売れていくようになれば木材需要というのは大幅に拡大していくわけでありまして、そういった部分になかなかつながりがまだ見えないう、何とかしたい、知恵を欲しい、皆さん今そこで止まつておられるところもございまして。

是非とも、大臣におかれましては、改めて川上の方々の活性化、雇用の拡大、林業の再生にもつながる木材需要の拡大についての御決意をお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(林芳正君) 今委員がおつしやつたように、需要サイドを強化することは川上にとつても非常に大事なことで、こういうふうな思つておられて、森林資源をやはり循環させる、すなわち、切つて、使つて、植えていく、このことが林業、山村の活性化、国土の保全、さらには地球温暖化防止の上でも極めて重要だと、こういうふうな認識をしております。

農林水産業・地域の活力創造プランにも書かせていただいたんですが、中高層建築での活用が期待できるクロス・ラミネーティッド・ティンバー、直交集成板という新しい製品がございまして、これは現段階では国交大臣の特認ということになっておりますけれども、農林水産省のJAS規格も取つて、第一号がこの間、高知県でございまして、社員寮として三階建て全部構造を木でやると、こういうものができたということも出てきておられますので、こういうものの早期実用化に向けた支援をしっかりとやつていくと、それから、木造公共建築物、今お話のあった木質バイオマス利用施設等の整備に対する支援、こういうものもしっかりとやつていきたいと思います。

それから、まさに住宅ですが、木造住宅の建築等に対してポイントを付与する木材利用ポイント事業の実施ということもこれまで取り組んでま

いったところでございます。この木材利用ポイン  
ト事業の宣伝大使ということで、乃木坂46という  
皆さんを起用して告知にも努めているところでござ  
います。今回、さらに今お話ししたところでござ  
います。WOOD JOB」という、まあ  
グッドジョブに掛けて「WOOD JOB」とい  
うことですが、こういう映画が十日から封切り  
をされました。初日に私も行ってまいりまし  
たけれども、大変、都会育ちの若者が林業に入っ  
ていくという、余りここで言ってしまうと、今上  
映中でございますので中身は余り申し上げられま  
せんが、こういう映画とタイアップして、各種メ  
ディアを通じて、やはりこの需要サイド、きちつ  
と働きかけていって、我々は木づかいと呼んでお  
りますが、木を使うということで積極的に展開を  
したいと思っております。

また、オリンピック・パラリンピックもあと六  
年後ということでございます。大体三十七の施  
設ができる、こういうふうな言われております  
ので、ここに木を使っていたら、国の内外の  
方々に木の良さを発信していく、これ大変大事だ  
と、こういうふうな思っております。この大会  
関連施設の整備を行う東京都、それから文部科学  
省等の関係者、関係団体との連携を密にして、な  
るべく木材を使っていたらどうかというふうに取  
り組んでまいりたいと、こういうふうな思ってお  
りまして、こういったことと併せて、木材需要の  
拡大をしていくことによつて林業・木材産業の成  
長産業化の実現、これに寄与していきたいと思っ  
ております。

○堀井巖君 大変ありがとうございます。  
木材利用促進法も既に施行されております。大  
臣におかれましては、また今のようなお取組、そ  
して公共・公用施設にもどんどん木を利用してく  
れということもまた働きかけもしていただけるこ  
とを御期待、お願い申し上げます。私の質問を  
終わらせていただきます。

○委員長(野村哲郎君) 午後零時四十分再開す  
ることに、休憩いたします。  
午後零時四十分開会  
○委員長(野村哲郎君) たいだいまから農林水産委  
員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、農業の担い手に対する経営  
安定のための交付金の交付に関する法律の一部を  
改正する法律案及び農業の有する多面的機能の発  
揮の促進に関する法律案の両案を一括して議題と  
し、質疑を行います。

○徳永エリ君 皆さん、お疲れさまでございま  
す。民主党・新緑風会の徳永エリでございます。  
こう見えても、そのまま見えるかもしれません  
けれども、私、割と古いタイプの人間なんです  
ね。ですから、グローバル化という言葉が余り好  
きではありません。ただ、これだけグローバル化  
の流れの中で、やはりいろんな分野で国際競争に  
勝たなければならぬということは大変よく分か  
るんです。ですから、決して変化を嫌っている  
わけではないんですけれども、突然変わるという  
のは、果たして付いていけるんだらうかと、付い  
ていけない人たちがたくさんそこには出てくるん  
じゃないかということを大変に心配しているんで  
すね。

今の政府のやり方を見ていると、十分な議論  
もしないままに暴走しているというか、猛スピード  
で走って、急カーブを切って、もしかすると多  
くの人を巻き込んで大事故を起こしかねないと大  
変に心配しているわけでありまして。この農政に関  
しても私は同じように思っております。

昨年の六月、民主党の農業者戸別所得補償法案  
を生活、社民、民主と三党共同で提出させていた  
いただきました。なかなか政府案が出てこないの  
で、経営所得安定対策の見直しはまだまだ時間が掛  
かるだろうと、じっくりと議論した上で恐らく見直  
しということになるんだらうかと、十月ぐらいま

では昨年思っていたんですね。ところが、十月下  
旬の産業競争力会議の農業分科会で減反廃止が唐  
突に打ち出されて、僅か一か月程度で政策のフ  
レームが決まってしまったわけですね。

産業界競争力会議の過度な農政改革議論が生産現  
場は大変に大きな不安と混乱を招いている中で、  
なぜこんな農業の構造改革を急ぐ必要があるの  
かということを変更して大臣にお伺いしたいと思  
います。

○国務大臣(林芳正君) 我が国の農業について  
は、従事者の高齢化、耕作放棄地の拡大、こうい  
う課題が生じておりまして、構造改革を更に加速  
化させていくことは待ったなしの課題であ  
ると認識しております。  
このために、農地集積を加速して生産コスト  
の削減を図る農地中間管理機構制度、これは昨年  
の臨時国会で法律を成立させていただきました  
が、これによりまして、この機構制度を創設する  
こと、それによりまして、この機構制度を創設する  
生産する農家に対して一律に補助金を交付してき  
た米の直接交付金を見直すなど経営所得安定対策  
の見直しをすること、それから、意欲ある農業  
者、これが自らの経営判断で需要のある作物を選  
択していただくとともに需要に応じた主食用米生  
産ができるよう環境整備を推進する米政策の見直  
しをすること、そして、地域の共同活動を支援す  
ると同時に構造改革も後押しする日本型直接支払  
の創設、この四つの改革を進めることにいたしま  
した。

今経緯についてお話がございましたが、平成二  
十四年の総選挙の公約に自民党は、経営所得安定  
対策の見直し、それから日本型直接支払の創設を  
行うと、こういうふうな明記をさせて選挙を戦  
ったわけでございます。選挙後の平成二十五年度予  
算においては、これは私も何度かここで御答弁も  
申し上げたと思いますが、既にもう農業者が営農  
準備を進めておられますが、現場の混乱を回避す  
る観点から、戸別所得補償について、当時の体系  
を維持しながら名称を経営所得安定対策とすると

ともに、日本型支払の創設、それから経営所得安  
定対策の見直しの検討に向けて調査費を既に計上  
しております。

こういったことを踏まえて、農林水産省として  
は具体的な検討をずっと進めてきたところでござ  
います。自民党の方でも、昨年の二月から農業  
基本政策検討PTにおいて断続的に議論がなされ  
てきたところでございます。その最終的にまと  
まった成果を昨年の十二月に農林水産省・地域の  
活力創造プランとして取りまとめ年末の概算決  
定に反映させていただいたところでございま  
す。この四つの農政改革というのは、急にとい  
うことではなくて、選挙でお訴えをして、その結  
果、調査費を計上し、ずっと検討を重ねてきた結  
果やってきましたということでございます。

やはり、現場の方に安心して取り組んでいただ  
くことが大変重要だということに思っております  
で、地域の実態に応じて丁寧な説明をさせていた  
だいておりまして、都道府県、それから北海道は  
広いのでブロック別にやらせていただいております  
し、市町村別の説明会は五千六百回に及んでお  
ります。延べ二十二万人の方に説明会に足を運ん  
でいただいておりますことと、今  
後ともこの現場の声を踏まえていろんな運用改善  
もしていきたいながら、いわゆる現場とキャッチポー  
ルをしながらきめ細かな運営を行ってまいりたい  
と、こういうふうな思っております。

○徳永エリ君 政府や与党では準備をされたの  
かもしれませんが、現場の農業者の方々の徹  
底した議論というのかやっぱり協議が落ちていたん  
じゃないかなというふうな思っています。全部決  
まった後に説明されてもどうすることもできない  
わけですから、やはりこれだけ大きな農政の大転  
換ということでありますので、もともと現場  
の方々の声を聞いていただきたかったなというこ  
とを申し上げたいと思います。